

一宮町男女共同参画計画

【DV対策基本計画／女性活躍推進計画】



令和4年4月

一宮町

目次

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 男女共同参画社会とは	4
2 男女共同参画に関する法律について	5
(1) 男女共同参画社会基本法	5
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6
3 SDGsの理念	7
4 一宮町男女共同参画計画について	8
(1) 基本理念	8
(2) 基本目標	8
第3章 施策の内容	9
基本目標Ⅰ 人を育てる	9
基本的な課題1 男女共同参画社会形成のための意識づくり	9
基本的な課題2 教育、学習等における男女共同参画の推進	12
基本目標Ⅱ 環境づくり	14
基本的な課題1 就労や職場における男女共同参画の推進	14
基本的な課題2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	19
基本的な課題3 協働でつくる暮らしやすい地域	22
基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり	25
基本的な課題1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	25
基本的な課題2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	30
基本的な課題3 生涯を通じた健康づくりの促進	32
基本的な課題4 防災・防犯における男女共同参画の推進	34

参考資料	37
男女共同参画社会基本法	38
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	43
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53

はじめに

日本国憲法第 14 条には、日本国政府の順守すべき基本方針として、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

歴史的には、様々な要因があったと思われますが、世界中で、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地による、政治的、経済的又は社会的関係において」、差別が行われてきたのが実情です。

近代以降の激しい社会情勢の変化に伴い、ここに列挙された各種の差別は、徐々に、撤廃される方向に進んできていますが、現在に至っても、なお多くの課題が残っていることも、事実です。

日本国もこの点で、例外ではなく、憲法に挙げられた各種「差別」は、順次廃棄される流れにあります。部分的には、重く残っており、継続的な取組が求められています。

特に、“性別”による「差別」的諸問題については、世界・日本を問わず、なおも社会的慣習として、残存する部分が多くあることが報告され、改善の必要が叫ばれています。日本国政府も、このことに対処するため、各種法規の整備に努めてきています。

本来、基本的人権の承認の上に成り立つ社会の構成原理としては、個々の成員が、自己の人生の成就の願いを、公共の福祉に反しない範囲において、できる限り制限なく、実現できる条件整備に努める必要があります。しかし、性役割に基づく固定的発想などは、抜きがたく人々の心に食い入り、変えてゆくのは簡単なことではありません。その中で、現実には、一定の人々が、個人的な人生実現の願いを犠牲にせざるを得ないことも、無視できないレベルで出現しています。

一宮町は、憲法 14 条と、それを受けて、政府により、社会構成上の性別による差別の撤廃を行うために制定された各種法規の精神を、自らのものとして引き受けます。その上で、その精神を現実の社会に浸透させ、性別による「差別」的扱いを受けることの全くないコミュニティを作ってゆくために、実践計画として、「一宮町男女共同参画計画」を制定します。

この計画が、性別による「差別」的要因を一宮町からとりのぞき、全ての人が伸び伸びと己の人生の成功を追求し、それを通じて社会に貢献できることを実現する礎になることを、願ってやみません。どうぞ町民の皆様、この計画を手引に、性別による「差別」のない、明るい一宮町を築いて参りましょう。



一宮町長 馬淵 昌也

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条第1号）を男女共同参画社会として定義しています。

日本における男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や男性の家事・育児・介護参加など、多くの場面で男女共同参画社会の実現に向けた変化が現れています。しかし、近年では共稼ぎや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進めるうえでも、よりきめ細かな施策が求められています。

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、一宮町では、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を行ってきましたが、家庭や地域社会での固定的な役割分担といった観点においては、旧来の意識が強く残っている部分もあり、男女共同参画の概念が十分に浸透したとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、豊かで活力ある社会を築いていくため「一宮町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

◎本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく計画であり、男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

◎本計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、一宮町第 2 期総合戦略との整合性を図りながら、一宮町における男女共同参画計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

◎本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する一宮町の基本計画としても位置付けます。

(該当箇所：基本目標Ⅲ 基本的な課題 1)

◎本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第 6 条第 2 項に基づく一宮町の推進計画としても位置付けます。

(該当箇所：基本目標Ⅰ 基本的な課題 1、基本目標Ⅱ 基本的な課題 1、2
基本目標Ⅲ 4)

3 計画の期間

本計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

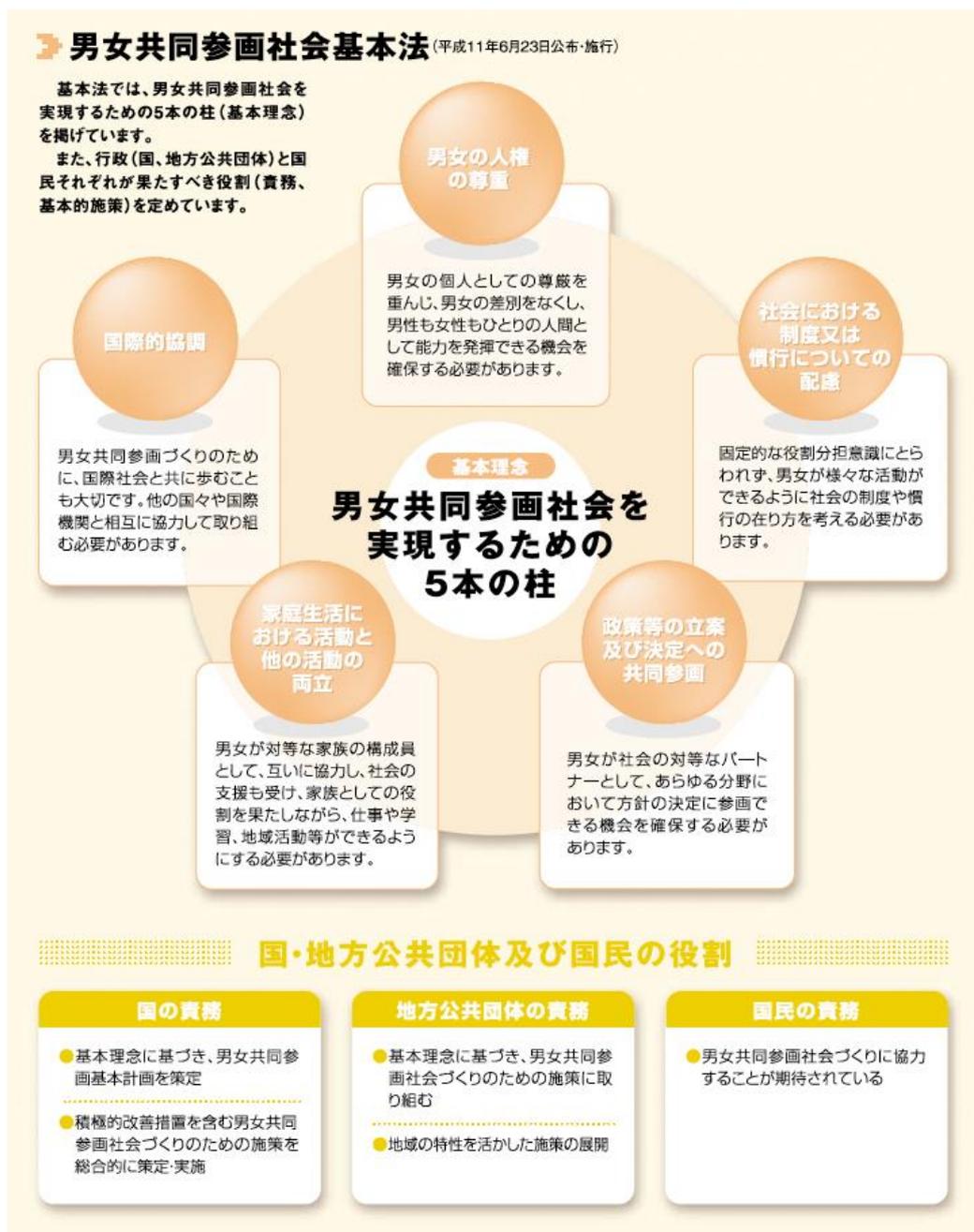


(内閣府ホームページより)

2 男女共同参画に関する法律について

(1) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。



(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要です。以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職業慣行が及ぼす影響に配慮すること

- 職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境を整備し、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること

- 女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されること

3 SDGsの理念

本計画の策定にあたっては関係法令のほか、施策展開の重点施策に SDGs の理念と調和を図る方針です。

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで令和12年(2030年)までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

「SDGs」そのものは、国際社会全体の開発目標であることから、その理念と本町の実情に合致する施策を推進します。



4 一宮町男女共同参画計画について

(1) 基本理念

日本国憲法は、第 14 条第 1 項において個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そこで、当町では「すべての町民の人権が平等に尊重され、豊かで活力ある町を実現する。」を目指します。

(2) 基本目標

基本目標Ⅰ 人を育てる

基本的な課題 1. 男女共同参画社会形成のための意識づくり

基本的な課題 2. 教育・学習等における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 環境づくり

基本的な課題 1. 就労や職場における男女共同参画の推進

基本的な課題 2. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

基本的な課題 3. 協働でつくる暮らしやすい地域

基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本的な課題 1. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

基本的な課題 2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

基本的な課題 3. 生涯を通じた健康づくりの推進

基本的な課題 4. 防災・防犯における男女共同参画の推進

第3章 施策の内容

★基本目標Ⅰ 人を育てる

基本的な課題1 男女共同参画社会形成のための意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の結果によると、男女の平等意識について、社会全体でみても「男性が女性よりも優遇されている」が71.8%と平等とは言えない状況にあります。

近年では、固定的な性別役割分担意識は時代とともに変わりつつありますが男女共同参画社会の形成には、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できることが重要となります。

男女共同参画社会を実現するためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識をなくすための働きかけを進めることが重要です。

また、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していくことが必要です。

具体的施策

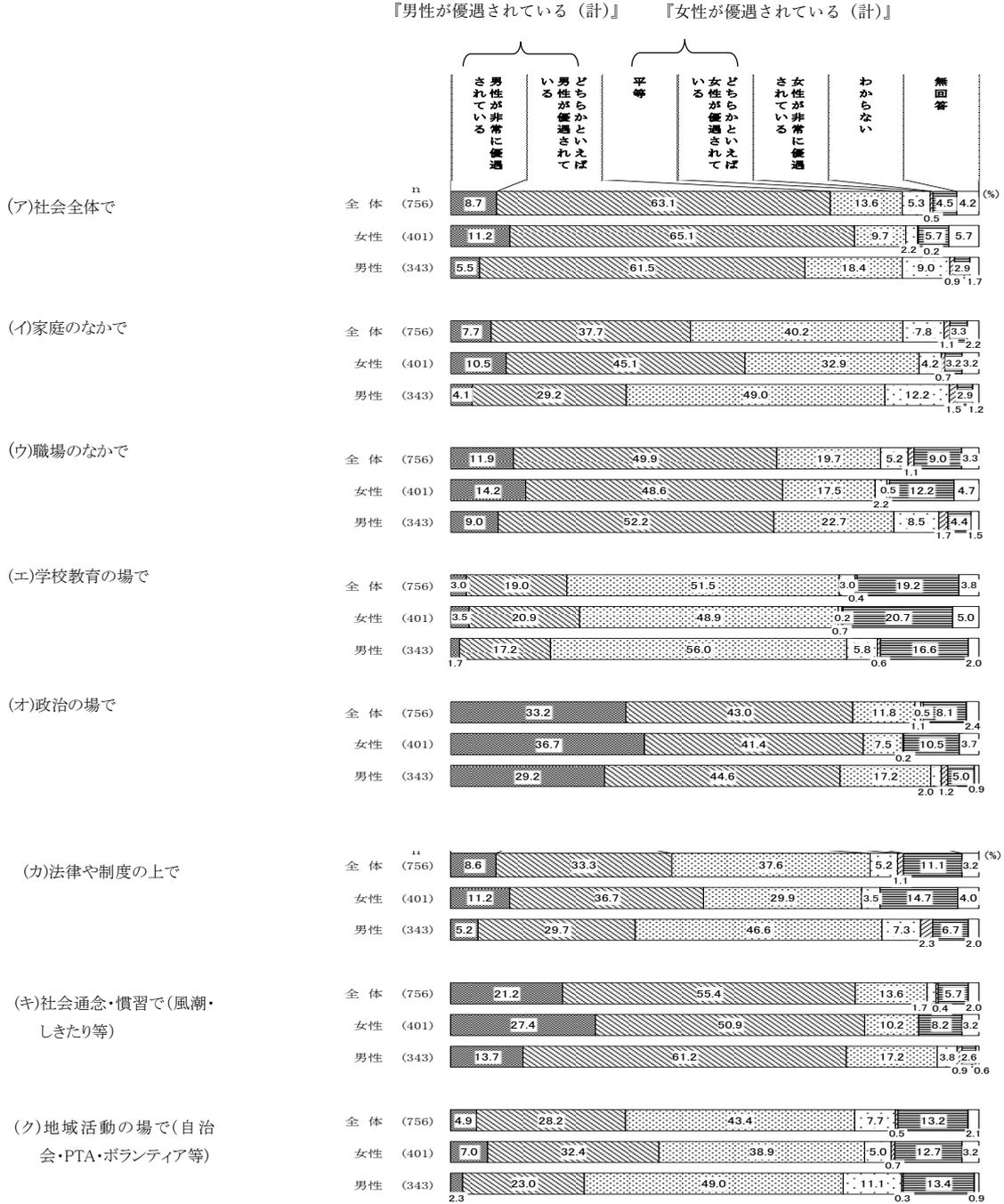
事業名	事業内容	担当課	SDGs
地域推進員による啓発活動	各種イベントを利用した千葉県男女共同参画地域推進員による啓発活動を行います。	企画課	
	現 状	地域推進員 0人	
	目 標	地域推進員 1人	

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する講座・セミナーの開催	男女共同参画についてあらゆる世代の人たちを対象に講座を開催し、知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供します。	企画課

<p>広報やホームページを活用した情報発信</p>	<p>広報やホームページを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。</p>	<p>企画課</p>
<p>男女共同参画に関する資料の収集と活用</p>	<p>国や県、他市町村の動向の把握や、男女共同参画に関する資料やデータの収集に努め、施策等に活用していきます。</p>	<p>全 課</p>

■男女平等意識

問 男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

★基本目標Ⅰ 人を育てる

基本的な課題2 教育・学習等における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の結果によると、教育における男女平等意識は「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」が58.1%と男女の平等意識が半数を占めており、男女の役割にこだわる傾向は時代と共に変化しつつあると言えます。

しかし、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよいが55.8%と性別を意識した育て方はまだまだ高いです。

一人ひとりが性別にとらわれず、主体的で多様な生き方を選択し、個性と能力を発揮できる社会を形成するためには子どもたちから、男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

学校や保育所などでは、引き続き授業や行事などを通じて、子どもたちから人権尊重、男女の平等、男女共同参画に対する意識を育み、一人ひとりの個性や能力を伸ばすように努めます。

具体的施策

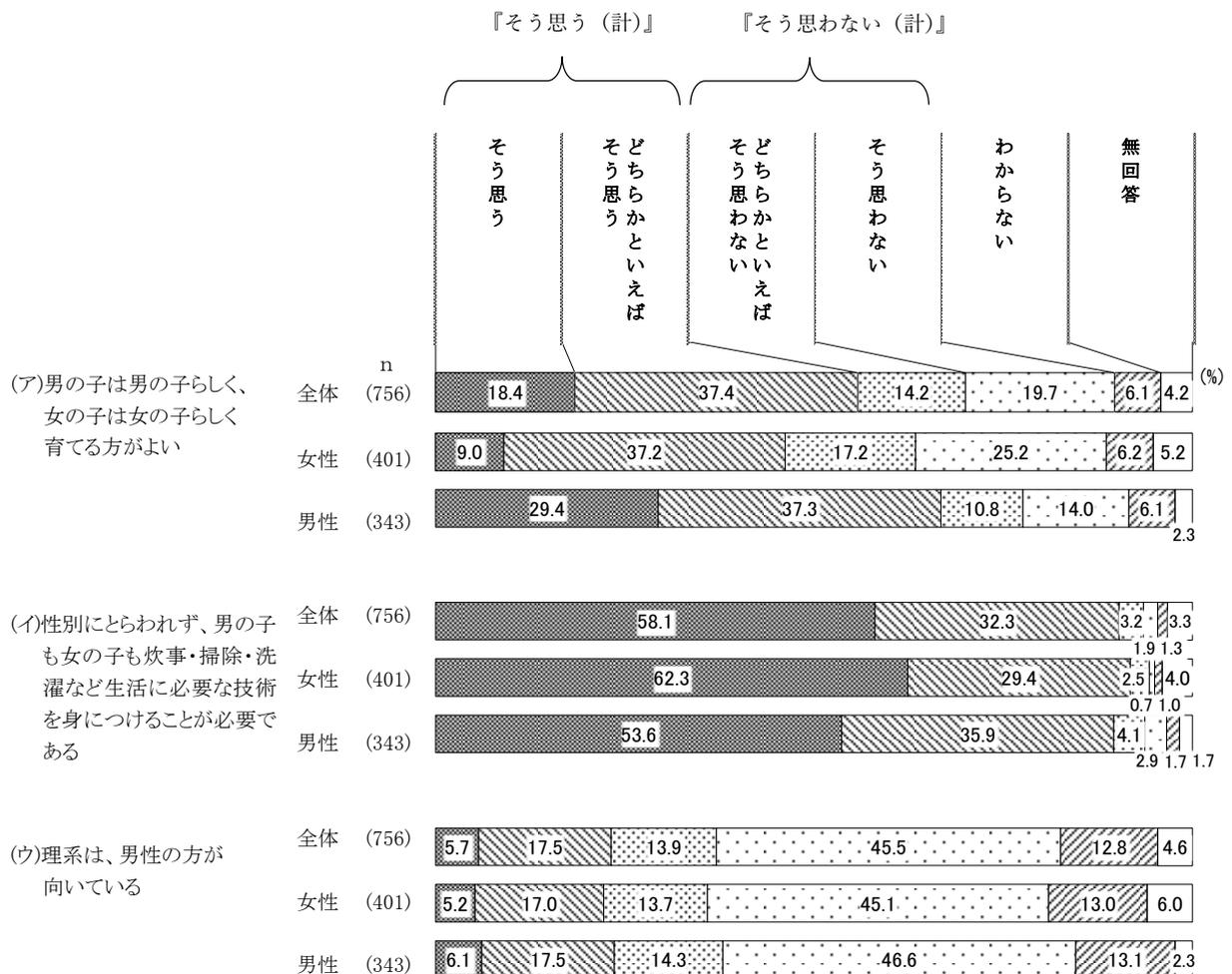
事業名	事業内容	担当課	SDGs	
青少年健全育成推進事業	親子で参加する講座等の開催や地域体験学習などを継続して実施し、地域・家庭が一体となり健全な子どもたちの育成に努めます。	教育課	  	
	現 状			年間 0回（令和2年度）
	目 標			年間 2回

事業名	事業内容	担当課
保育所における男女共同参画の推進	子どもの発育段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、性別にとらわれない、のびのび育つ保育を推進します。	子育て支援課

学校における男女共同参画の推進	学校での授業や活動の場において、男女平等についての学習を進め、子どもたちから男女共同参画についての意識の醸成を進めます。	教育課
生涯学習講座を活用した学習機会の提供	だれもが気軽に参加できるよう、性別や年齢に応じて内容や開催時間などを工夫し、学習機会の提供に努めます。	教育課

■子どもの教育における男女平等意識

問 あなたは、子どもの教育における男女平等の意識についてどう思いますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

★基本目標Ⅱ 環境づくり

基本的な課題1 就労や職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の結果によると、「自身の働き方（現実）」において、働いていた女性の内、結婚、出産を機に仕事をやめる割合は全体の約2割を占めています。

一方、近年の女性就業率は上昇傾向にあります。（参照：男女共同参画局 HP 男女共同参画白書）上昇の背景のひとつには、女性の労働意欲の高まりが考えられています。

結婚、出産を経て就労しながらの子育てや家事などは負担も重なるため地域や職場で支援していく必要があります。

そこで、男女がともに働き続けながら家庭生活に積極的に参加できるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制を充実します。

また、性別にかかわらず、家族が協力して家事・育児・介護などの家庭生活を実践していく必要性と責任の重要性を啓発し、知識や技術の学習機会の提供に努めます。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課	SDGs
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 (※役場内で推進する事業)	男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	総務課	  
	現 状	衛生委員会で啓発 年間0回	
	目 標	衛生委員会で啓発 年間2回以上	

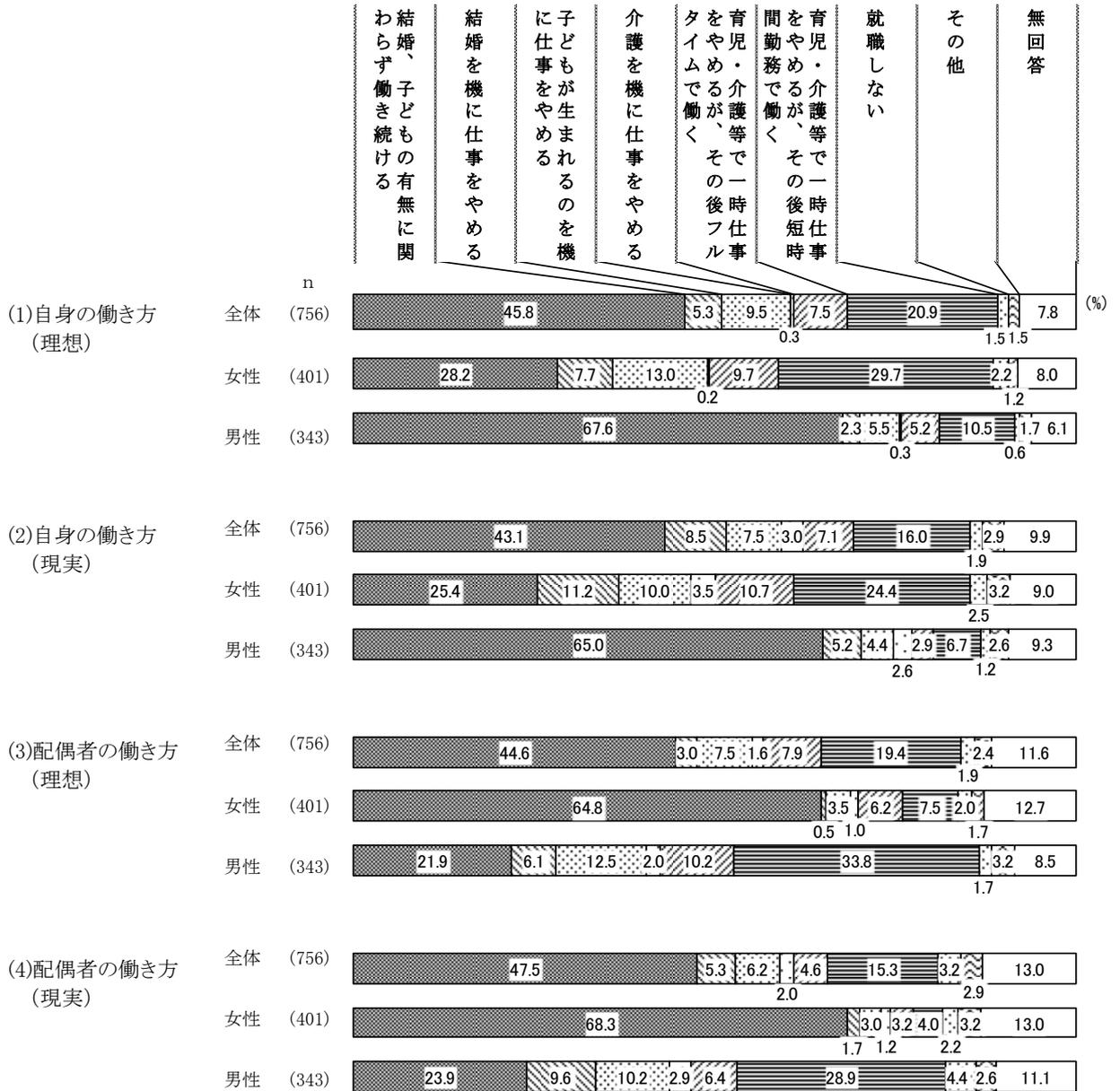
事業名	事業内容	担当課
家事などへの男性の参加促進	男性も参加しやすい料理教室を開催し、家庭生活への参画を促進します。	福祉健康課

介護予防教室・認知症サポーター養成講座の開催	在宅での介護について理解を深めるため、介護予防教室や認知症サポーター養成講座を開催するとともに、現在、介護に携わっていない方や男性の参加を積極的に呼びかけます。	福祉健康課
男性の子育て参画支援	男性が子育てに積極的に関わることができるよう、子育て支援課と連携して、父親のマタニティー教室への参加の機会を提供し、意識啓発を図ります。	福祉健康課
子育て支援ネットワークづくりの支援	子育てサークルなど子育てに関わる団体と連携・協力し、子育てネットワークづくりを進めます。また、子育てに関わる団体についての情報提供を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成の充実	放課後児童の健全育成と児童福祉のため、一宮小学校及び東浪見小学校で児童を預かり子育て家庭の支援を行います。	子育て支援課
子育て支援サービスの充実	子育て家庭における仕事と育児の両立を支援するため、保育サービス(乳児保育、延長保育、一時預かり、病児保育)の充実を図ります。	子育て支援課
介護支援サービスの充実	仕事と介護の両立をする方々の負担を軽減するため、介護支援サービスが円滑に利用できるような情報提供を行います。	福祉健康課
子育て支援事業の充実	子育て家庭の交流の場や、子どもの遊び場を提供します。	子育て支援課
子育てについての相談体制の充実	子育てに対する不安や孤立を解消するため、育児相談や親子ふれあい教室を開催し、子育て家庭を支援します。	福祉健康課
乳幼児に対する健診事業の充実	乳幼児の健康づくりを支援するため、定期的に健康診査や歯科検診を実施します。また、食育なども含め、	福祉健康課

	育児に関する情報提供も行います。	
乳幼児等に対する医療費の助成	乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成し、子育て家庭を支援します。	子育て支援課
病児保育の実施	病児保育を実施することで、子育て家庭を支援し、併せて乳幼児等の健康と福祉の向上を図ります。	子育て支援課
職場における男女共同参画の推進 (※役場内で推進する事業)	職場において、性別による差別をなくすよう、啓発に努めます。管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。	総務課
休業制度の普及と取得しやすい環境の整備 (※役場内で推進する事業)	男性職員の育児休暇や介護休業の取得を促進するため、休業制度について周知を図り啓発を行います。	総務課
メンタルヘルス等健康管理の推進 (※役場内で推進する事業)	労働安全衛生法・労働基準法の周知を行い、職場におけるメンタルヘルス等健康管理を推進します。	総務課
就業情報の収集と提供	ハローワークなどと連携し、求人の情報を提供するとともに、労働に関する問題についての相談窓口の周知を図ります。	産業観光課
再就職を支援するための情報提供	千葉県ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば等との連携のもと、希望する職業・再就職の支援に努めます。	産業観光課

■夫婦の働き方

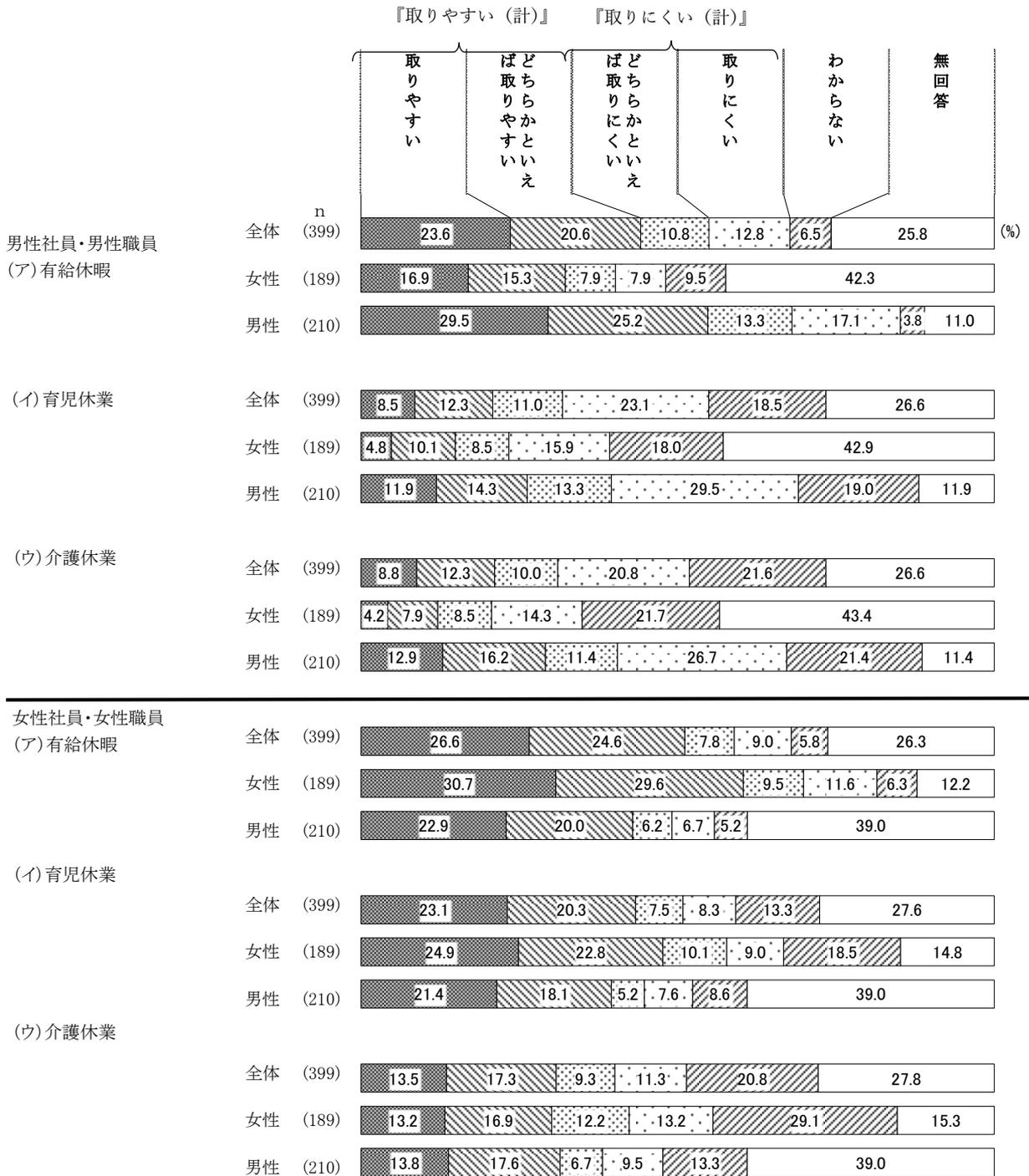
問 ご自身と配偶者の働き方について、理想と現実はどうですか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

■休暇の取りやすさ

問 あなたの職場では、社員（職員）が有給休暇や育児・介護休業を取りやすい環境にありますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

★基本目標Ⅱ 環境づくり

基本的な課題2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の結果によると、政策や企画、方針決定の場に女性の割合が少ない理由として、「社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから」が74.3%となっています。

女性の社会進出は以前より進んでいますが、政策・方針の決定においてはまだ、十分に参画が進んでいるとは言えません。

町の政策・方針決定の役割を果たしている審議会や委員会において女性の登用を進めることで、男女の意見をバランスよく取り入れることができます。多様な視点で新たな発想を取り入れて反映させるために、女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

具体的施策

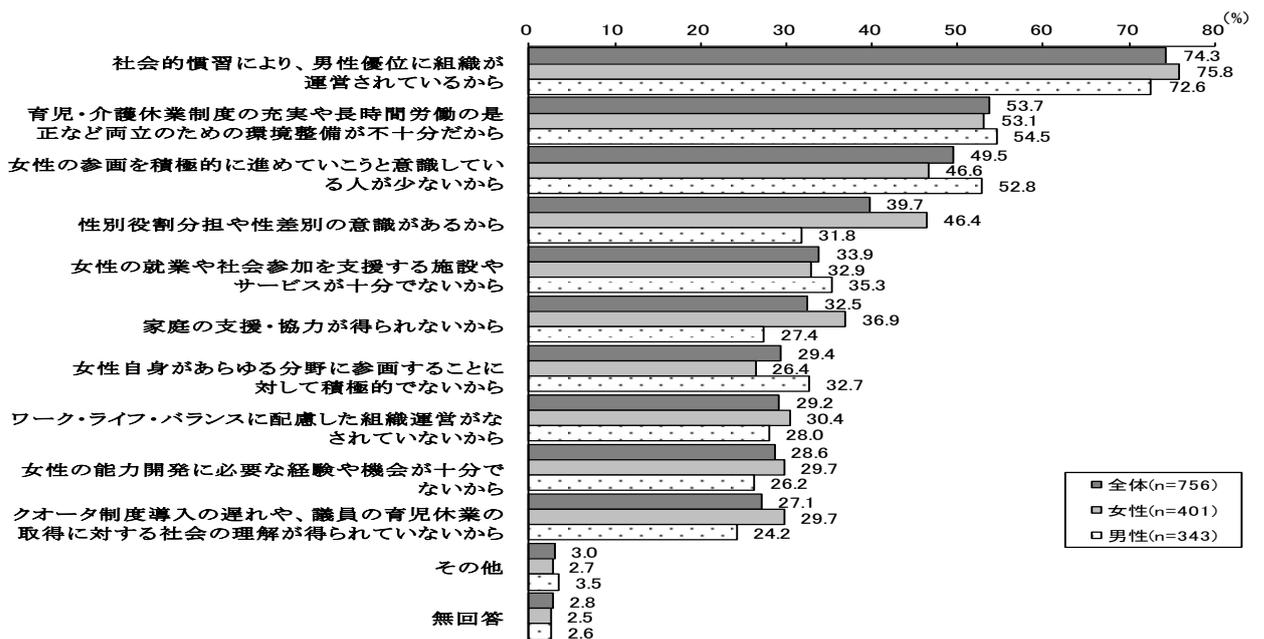
事業名	事業内容	担当課	SDGs
管理職への女性登用の推進 (※役場内で推進する事業)	女性職員が政策・方針決定に参画できるよう管理職への登用を積極的に推進します。	総務課	
	現 状	女性管理職 2人	
	目 標	推 進	

事業名	事業内容	担当課
女性の能力発揮への支援	女性が職場などで活躍できるよう能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。	全 課
各委員会への女性登用の推進	町の審議会等において女性委員の登用を積極的に推進します。	全 課
農林水産業における男女共同参画の推進	農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での経営の参画を促進するとともに、次世代の農林水産業経営を	

	担う若手の女性後継者を育成します。また、更なる地域農業の振興に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、地域や産地をけん引し活躍できるリーダーとなりうる人材を育成します。	産業観光課
自治会等の地域活動における男女共同参画意識の啓発	地域活動に誰もが気軽に参加でき、年齢や性別を越え、地域における連帯感や自治意識が高まるよう啓発に努めます。	総務課
一宮町特定事業主行動計画の推進 (※役場内で推進する事業)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「一宮町特定事業主行動計画」を推進し、男女を問わず働きやすい環境の整備に努めます。	総務課
一宮町人材育成基本方針の推進 (※役場内で推進する事業)	社会情勢の変化と地方分権の進展を背景に職員に求められる資質の向上を図り、時代の要請に応じた育成を図ります。	総務課

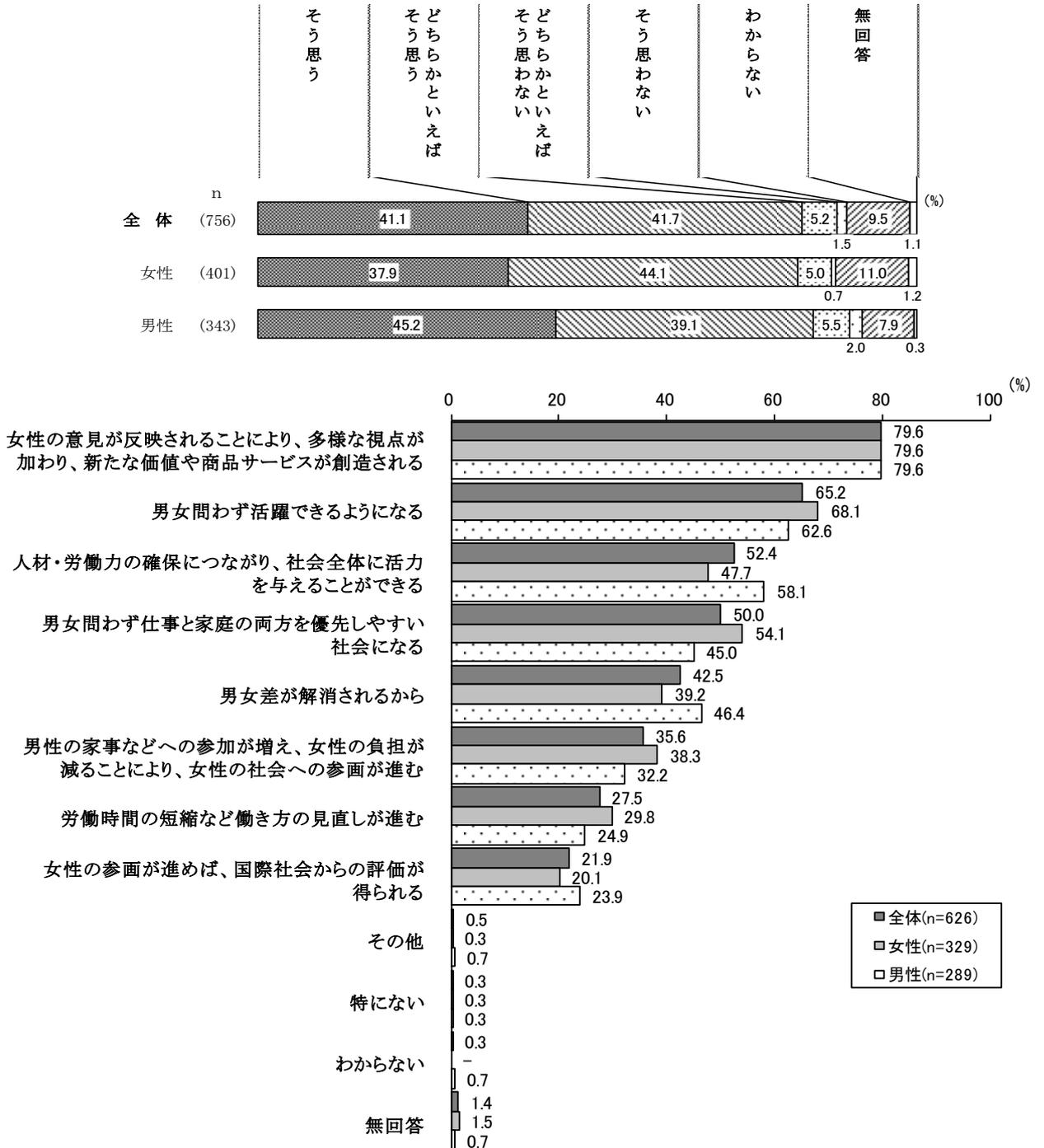
■政策・企画・方針決定に関わる女性の割合が少ない理由

問 政治や行政、職場、地域などあらゆる分野において、政策や企画、方針決定の場に女性の割合が少ない理由は何だと思いますか。



■女性の活躍についての考え方

問 女性の活躍を推進したほうがよいと思いますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

★基本目標Ⅱ 環境づくり

基本的な課題3 協働でつくる暮らしやすい地域

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の結果によると、地域活動への参画について、「町内会・自治会、青年団・婦人会・老人クラブでの活動」が31.3%、次いで「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」が25.8%を占めています。

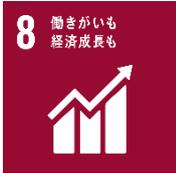
地域住民による自主的な地域活動は、社会生活の重要な一面であり、協働のまちづくりにおいても大切な役割を担っています。町民と行政が主体性を持ち、それぞれの役割と責任を認識しながら、知恵と力をあわせた協働のまちづくりを推進する必要があります。

地域活動を行う団体は数多くあり、それぞれの活動は活発に行われているものの、参加者が固定化しつつあるなどの問題も抱えています。

地域活動を活性化していくためには、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れが必要になってくるため、性別にかかわらず協力し合い、男女それぞれの視点を取り入れられるよう、住民の参画を促進することが重要です。

このことから、男女共同参画の視点を踏まえ、地域活動等を促進し、多くの住民が参加できる環境づくりに努めるとともに、コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動について、積極的な協働・支援に努めます。

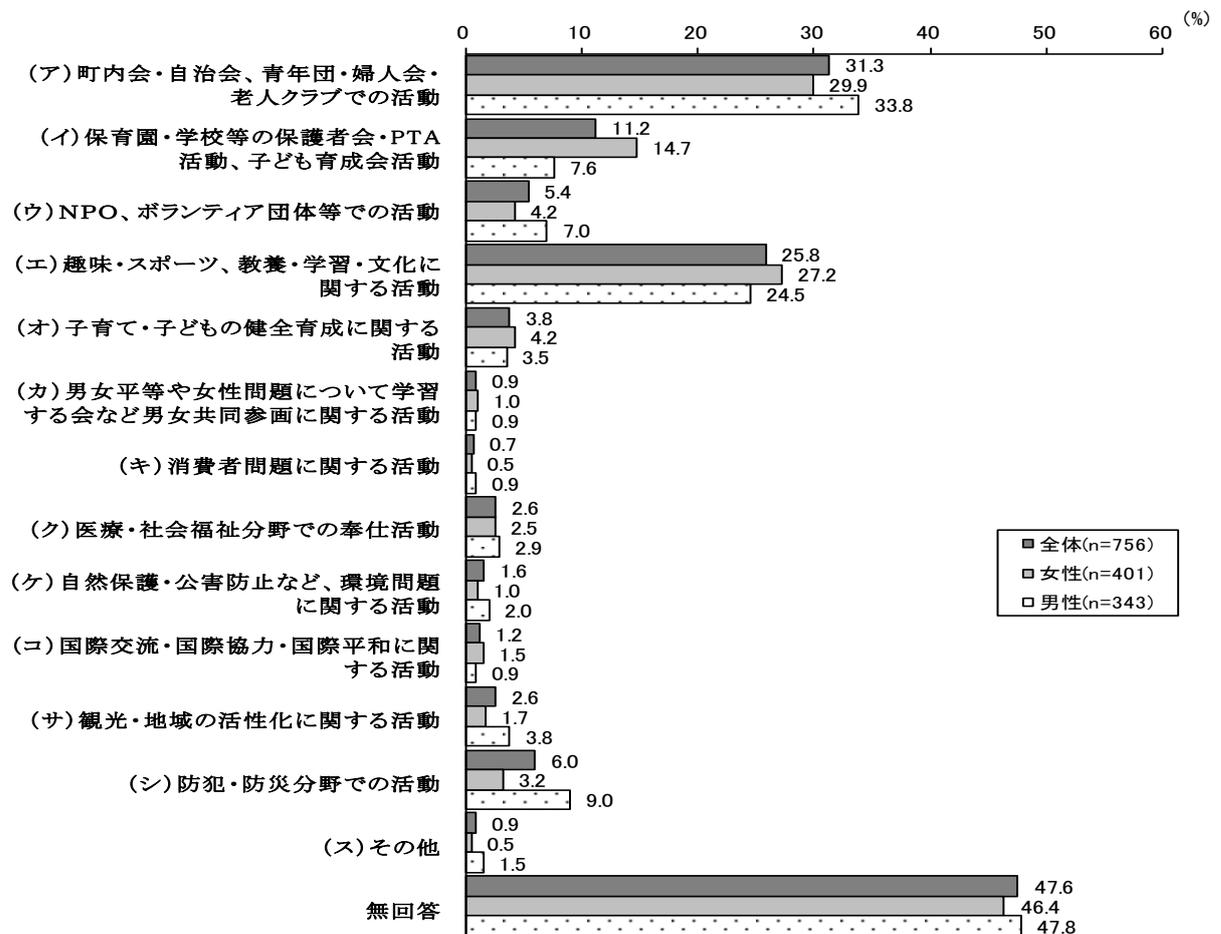
具体的施策

事業名	事業内容	担当課	SDGs	
各コミュニティ間の情報共有の推進	活発な地域活動を継続していくため、地域コミュニティ間での情報共有、情報交換の機会を提供し、コミュニティ活動の支援を進めます。	全 課	 8 働きがいも経済成長も	
	現 状			年間 0回
	目 標			年間 1回以上

事業名	事業内容	担当課
ボランティア活動に関する情報提供及び学習機会の提供	ボランティア活動やボランティア活動団体に関する情報提供を行うとともに、学習する機会の提供に努めます。	全 課

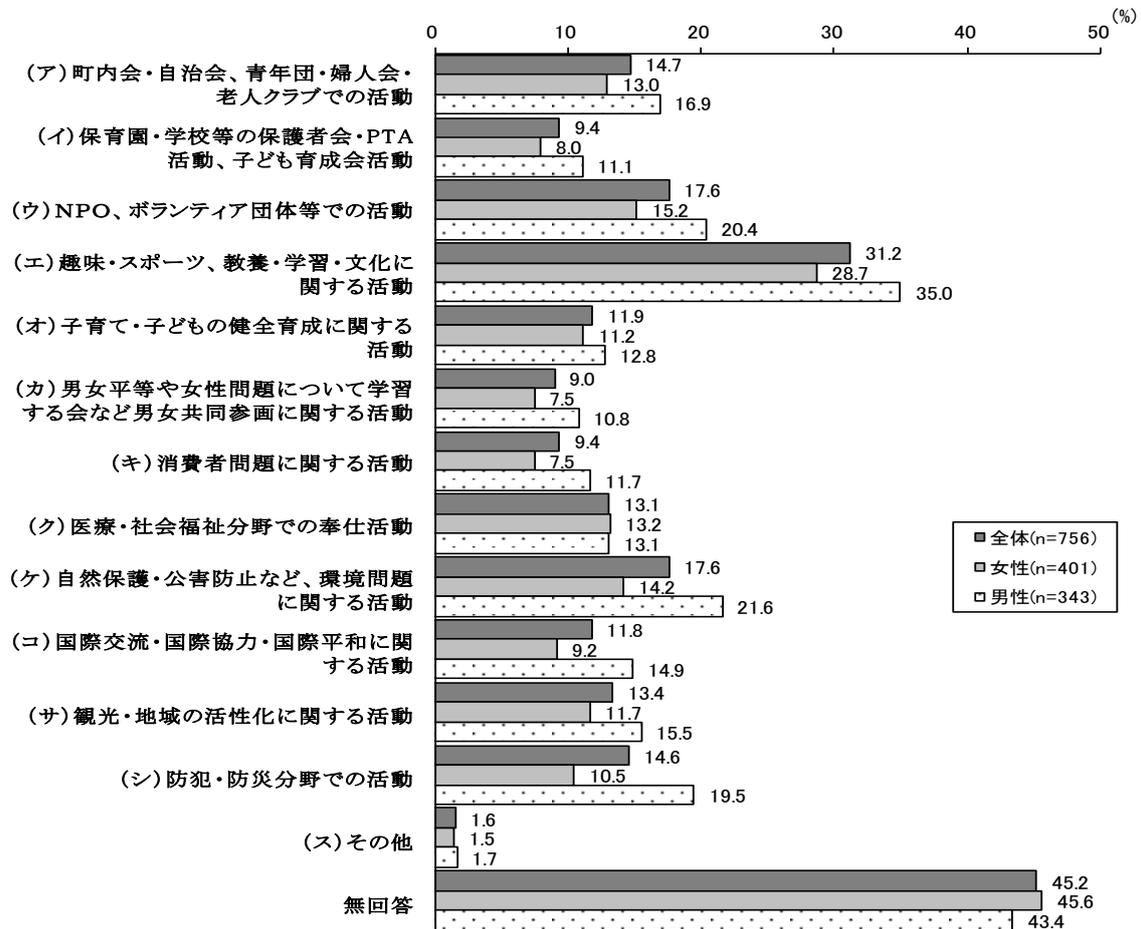
■地域活動への参画について

問 「現在参画している(事業の運営に関わるなど) 活動」を選択してください。



■ 今後参画したい活動

問 「今後参画してみたい地域活動、または引き続き参画したい地域活動」がありましたら、選択してください。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

★基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本的な課題1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

近年、家庭でのドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待、高齢者虐待などが大きな社会問題となっており、平成13年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)が施行されました。

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査において、DV被害にあったのは、31.6%で被害者割合は女性が多く、暴力の内容は、暴行などの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力があります。さらにこれらの暴力が同時に行われることにより、DVの問題をより複雑にし、深刻化させています。

暴力は様々な形で社会に存在しており、ときに相手に恐怖と不安を与え、自身の喪失や無力感をもたらすこともある、重大な人権侵害です。「人権の尊重」は、男女共同参画社会の形成には欠かせない基本理念の一つであり、人権は、誰にも犯すことのできない自身の大切な権利です。

DVは外部からの発見が困難であることから、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい特性があります。また、近年、交際相手からの暴力(デートDV)の被害も問題とされており、その深刻な事態から、社会的関心が高まっているところです。

これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差など、男女の置かれている社会的な問題が考えられます。こうした問題は、社会の慣習の中に潜在化することが多く、被害者の早期発見と相談体制の整備が重要となります。

このため、DVやセクシャル・ハラスメント等をはじめとした暴力は、性別、年齢にかかわらず犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を高め、これらの暴力を許さない社会づくりに向け、若い世代からの啓発に努めます。

また、暴力の被害者が、安心して相談できるよう窓口の周知を徹底するとともに、有効な支援のため、相談担当者の資質の向上を図ります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課	SDGs	
DV 防止についての 広報・啓発	町民一人ひとりが、DV についての理解を深め、 DV は犯罪となる行為 を含む重大な人権侵害 であることを認識でき るよう広報・啓発を行いま す。	子育て支援課		
	現 状		年間 1回	
	目 標		年間 2回以上	 

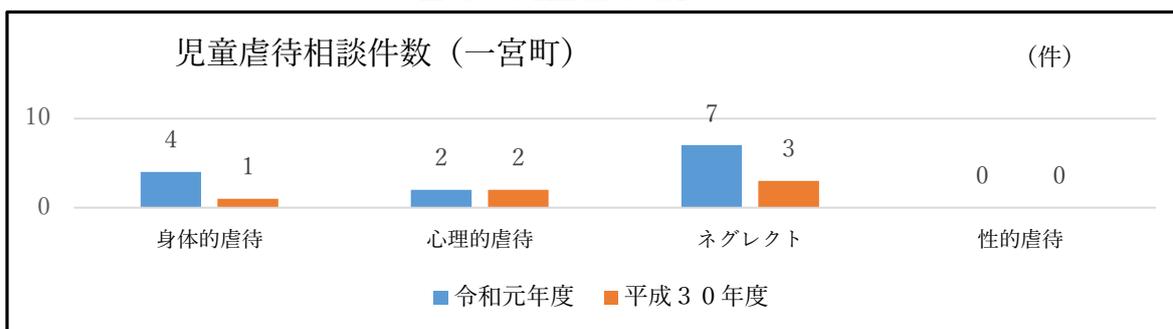
事業名	事業内容	担当課
人権相談窓口の設置	人権相談窓口の開設日、開設場所及 びどんな相談が受けられるかなど内 容についての周知を図り、相談窓口 の充実に努めます。	福祉健康課
若年層に対する教育・啓 発	交際相手からの暴力(デート DV)な ど、若年層による男女間の暴力が問 題となっていることから、若年層に 対して、男女の人権尊重についての 啓発や人権教育を実施します。	福祉健康課
DV 相談窓口の設置	DV 被害者からの相談や、DV 防止法 に基づく情報を的確に受け止められ るよう、役場内に窓口を設置します。	子育て支援課
セクシャル・ハラスメン ト防止に関する広報・啓 発	職場におけるセクシャル・ハラスメ ント等の防止のため、啓発活動に努 めるとともに、相談窓口の周知を図 ります。	総務課
児童虐待防止・予防に関 する広報・啓発	児童虐待防止法の趣旨を広く町民に 広報するとともに、児童への虐待を	子育て支援課

	発見した場合には、速やかに役場に通報するよう周知を図ります。	
高齢者虐待防止法の広報・啓発	高齢者虐待防止法の趣旨を広く町民に広報し、高齢者の虐待を発見した場合には、速やかに役場に通報するよう周知を図ります。	福祉健康課
障害者虐待防止に関する広報・啓発	障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）の趣旨を広く町民に広報し、障害者の虐待を発見した場合には、速やかに役場に通報するよう周知を図ります。	福祉健康課
高齢者・障害者虐待の対応体制及び協力体制の充実	高齢者・障害者虐待への体制及び町内の関係機関・団体等の協力体制の充実を図り、虐待の早期発見・見守りを推進します。	福祉健康課
総合相談窓口・通報等受付窓口の周知	児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に関する総合的な相談、通報等の受付窓口の周知を図ります。	福祉健康課

一宮町のDV相談件数

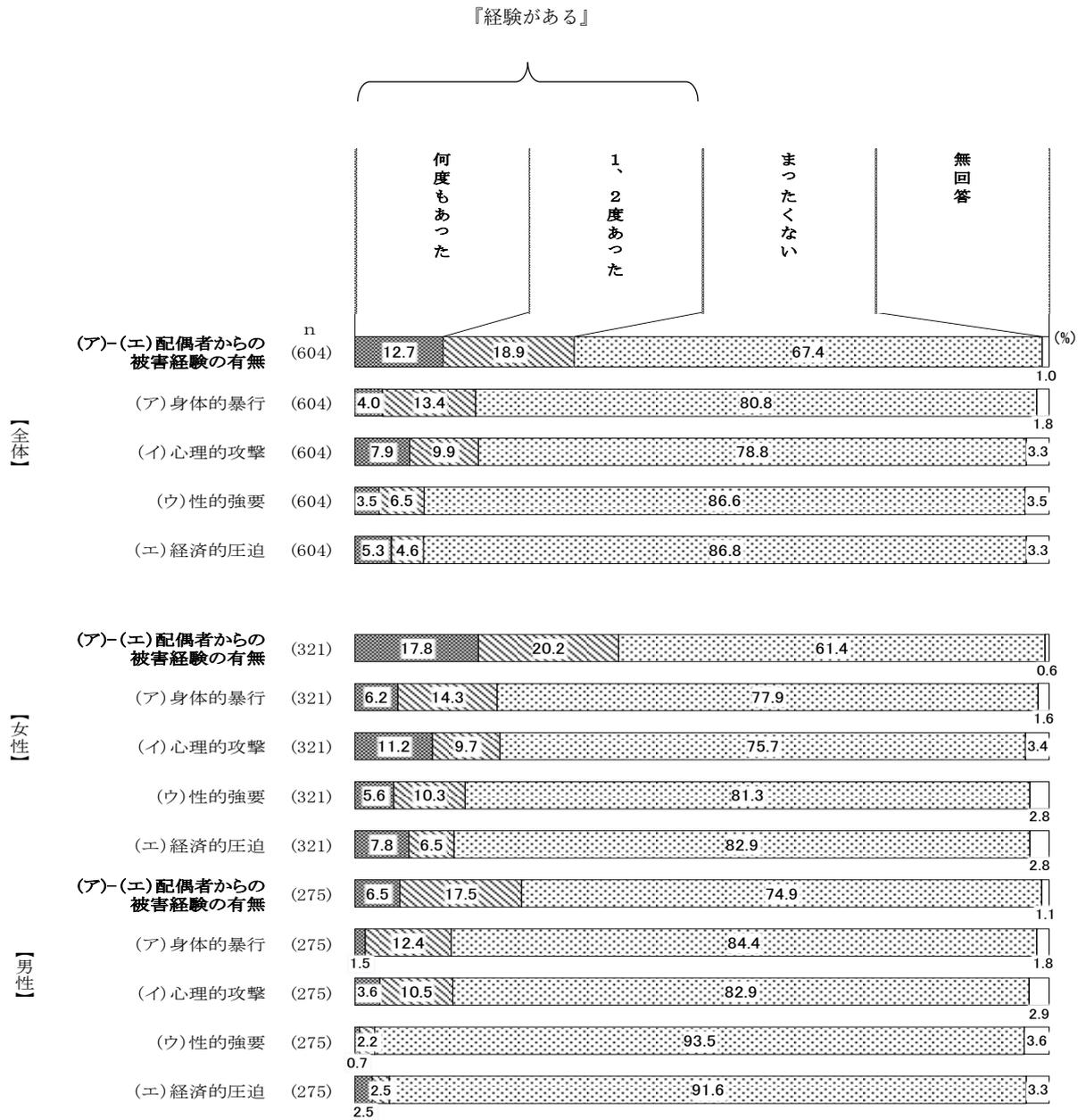


一宮町の児童虐待相談件数



■DVの被害経験

問 これまでに、配偶者などからDVをされた経験はありますか。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

児童虐待の現状

相談対応件数

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
元年度	全国	49,240 (26%)	2,077 (1%)	109,118 (56%)	33,345 (17%)	193,780 (100%)
	千葉県	2,739 (30%)	159 (2%)	4,081 (45%)	2,082 (23%)	9,061 (100%)
30年度	全国	40,238 (25%)	1,730 (1%)	88,391 (56%)	29,479 (18%)	159,838 (100%)
	千葉県	1,985 (26%)	118 (2%)	3,631 (48%)	1,813 (24%)	7,547 (100%)

資料：千葉県 HP「令和元年度千葉県の児童虐待の状況」

★基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本的な課題2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

社会の急速な変化に対応しながら、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる社会を維持していくためには、男女共同参画社会の実現が必要です。

本町の高齢化率は令和2年4月1日現在で32.2%であり、今後も上昇することが予想されます。

近年では、老々介護、認知介護、貧困、孤独死も社会問題となっています。高齢者や障害者をはじめとした、支援を必要とする人を男女が協力し合い、社会全体で支える体制づくりが必要になります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課	SDGs	
介護予防の充実	いつまでも生き生きと元気に過ごせるよう、介護予防の内容を取り入れたけんこう運動教室を開き、高齢者の健康維持や介護予防に努めます。	福祉健康課	 	
	現 状			年間 60回
	目 標			年間 72回

事業名	事業内容	担当課
高齢者の生きがいつくり	自らの能力や経験を生かし、地域社会に参画できる交流の場を提供し、老人クラブなどの自主的な活動の支援を行います。	福祉健康課 社会福祉協議会
高齢者が安心して暮らせる環境づくりと相談窓口の充実	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談体制の強化を図るとともに、地域見守りネットワー	福祉健康課

	クの推進など安心して暮らせる環境づくりに努めます。	
障害者の社会参加及び自立支援	障害者の自立のため、障害者の雇用に努めるとともに、民間企業での雇用に推進します。また、就職が困難な障害者への就労訓練の場の確保や充実を図るとともにハローワークなどと連携し、障害者の就労移行や生活支援に努めます。	福祉健康課
相談体制及び関係機関ネットワークの充実	障害者関係団体、事業者との連携や地域の関係機関による障害者支援のネットワークづくりを進め、個々のニーズに合わせたサービスが安定して受けられるよう努めます。	福祉健康課

★基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本的な課題3 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

そのためには、それぞれが身心及び健康について知識を深め、自主的に健康づくりやライフスタイルの見直しを行う必要があります。また、健康を享受できるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

生涯を通じて明るく楽しく過ごす上で、心とからだの健康増進を図ることは重要なことです。特に女性については、妊娠・出産をはじめとする、男性とは異なる健康上の課題があります。女性の妊娠・出産にかかる健康の確保は、自分の体や健康について正確な知識や情報を得るとともに、男性も理解を深め、女性が身心的・精神的・社会的に良好な状態でいられる環境を作ることが重要です。

また、働く女性の増加や出産年齢の高齢化など社会の変化により妊娠・出産・子育て期における健康管理の充実がますます重要になってきます。生涯を通じて健康で過ごせるよう、健康に関する意識の啓発に努め、健康診断や健康相談など環境の整備を行います。

また、性別、年齢にかかわらず、生きがいを持つことは、健康の保持・増進の上で重要なことです。若年層だけでなく、高齢者など誰もが気軽に文化・芸術、スポーツに親しむことができるよう機会を提供し、活動の支援を行います。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課	SDGs	
健康づくりに関する意識の啓発と指導	健康相談や訪問指導など健康指導の充実を図るとともに、心と体の健康づくりなどの実践をさらに推進します。	福祉健康課	 3 すべての人に健康と福祉を	
	現 状			随時
	目 標			継続
			 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

事業名	事業内容	担当課
要支援家庭への支援	支援を必要とする人やその家族が安心して暮らせるよう体制を整えます。	福祉健康課
健康診査及び健康相談事業	特定健診や各種健康診査、がん検診など性別や年代に合わせた健診を実施し、健康を保持できるよう、健診体制を充実します。	福祉健康課
妊娠・出産期の女性の健康支援	女性が安心して子どもを育てられるように、妊婦や乳児の健診や相談体制を充実して受診を促進し、妊娠・出産期の女性に対する健康支援を行います。	福祉健康課
生涯学習活動支援	公民館等での自主サークル活動などを支援します。	教育課
スポーツを通じた健康促進	誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、年齢、性別に関係なく住民が自主的にスポーツ活動がおこなえる環境づくりを進めます。	教育課

★基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本的な課題4 防災・防犯における男女共同参画の推進

防災や防犯においても、男女共同参画の視点に立った新たな施策の促進が求められています。

女性と男性では、災害から受ける影響が異なることなどを十分に配慮し、女性の視点に立った災害対応が行われていることが、災害に強い社会の実現にとって重要になります。

男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査では、地域活動の中で、現在参画している活動について、「防犯・防災分野での活動」では3.2%と女性の参画が少ない状況です。災害時に起こりうる様々な問題に備えて、すべての人や地域が一体となって地域防災に取り組むことが重要になります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、防災・防犯の取組みを推進するとともに、社会全体が思いやりの気持ちを持てるように、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努め、安全安心なまちづくりを目指します。

具体的施策

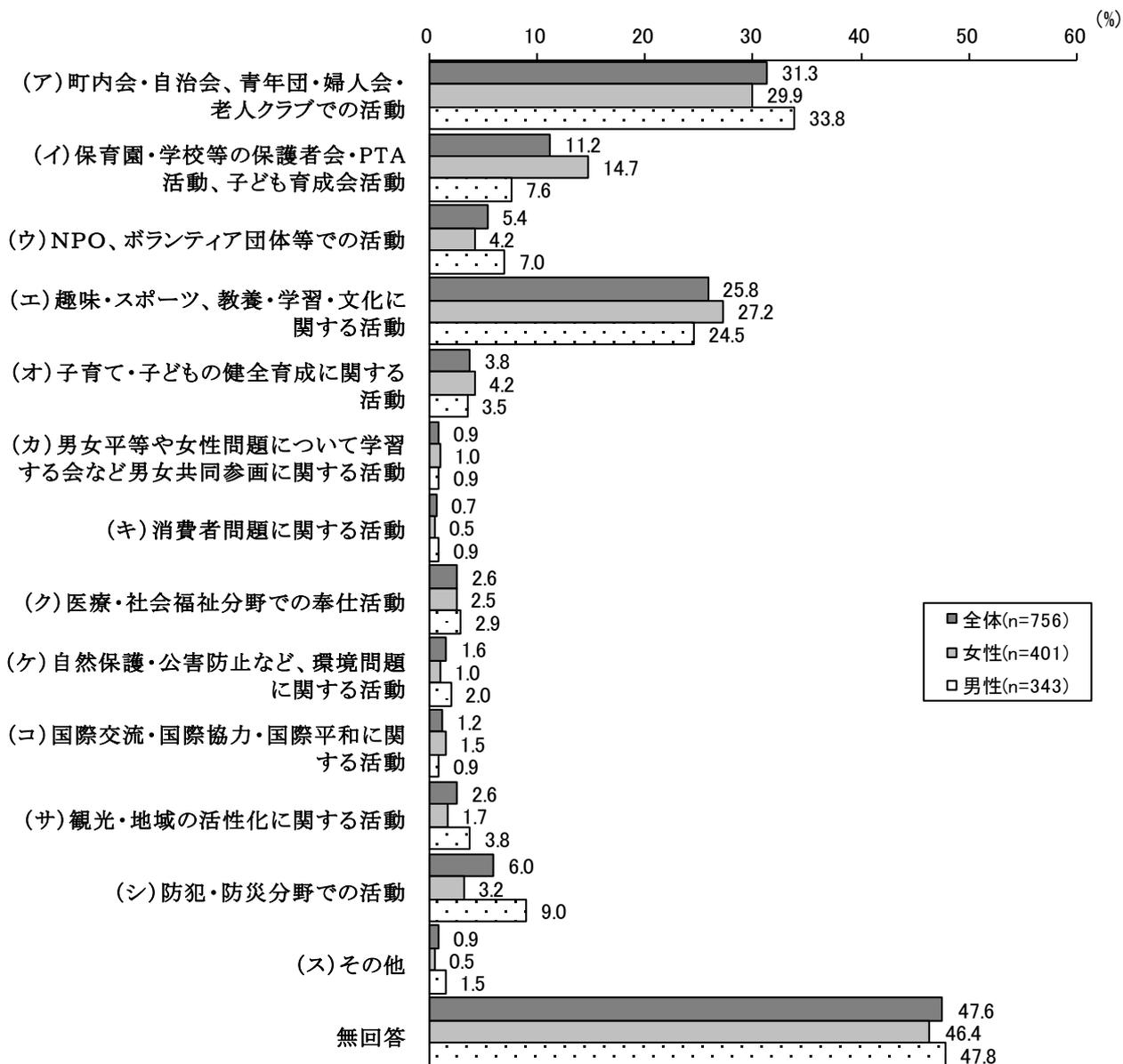
事業名	事業内容	担当課	SDGs
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営 (※役場内で推進する事業)	女性の視点に立った避難所運営と災害時の応急・復旧活動を行うために避難所に女性職員を配置します。	総務課	 5 ジェンダー平等を実現しよう
	現 状	女性職員の割合 50%	 11 住み続けられるまちづくりを
	目 標	維 持	 17 パートナシップで目標を達成しよう

事業名	事業内容	担当課
自主防災組織の活動支援	お互いが助け合い、一人ひとりが災害時に迅速かつ安全に行動できる地域防災活動を推進するため、自主防災組織の活動	総務課

	を支援し、地域防災組織の育成と強化を図ります。	
防犯パトロールの活動支援	住民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図るとともに、自主的に地域の安全と安心のためにパトロールなどを行います。また、地域・行政・警察とが連携し地域ぐるみでの活動を推進します。	総務課
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。 また、町内における建物のバリアフリー化の啓発に努め、人にやさしいまちづくりを進めます。	企画課
ユニバーサルデザインの普及啓発	年齢、性別、国籍、身体的状況などに関係なく「すべてのひとに使いやすい、わかりやすい」ユニバーサルデザインの普及と啓発に努めます。	企画課

■地域活動への参加状況

問 「現在参画している(事業の運営に関わるなど)活動」を選択してください。



資料：千葉県「令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」

参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会

の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）

を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施

策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

る。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を

受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受け

ることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市

町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに

第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の

情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は

乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者

暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければ

ならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居し

ようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係

における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

	された場 合	
--	-----------	--

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 （省 略）

女性の職業生活における活躍の

推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に

発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定めら

れているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業

主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に

対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の

三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報

の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を

推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解

を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任

することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした

者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(以下略)